

審議事項(8)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

「企業結合専門委員会」における今後の検討

平成 15 年 10 月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」を受け、平成 15 年 12 月に、主として企業結合の分野を担当する「企業結合専門委員会」と事業分離等の分野を担当する「事業分離専門委員会」の二つの専門委員会を設置し検討を行ってきた。この結果、平成 17 年 12 月には、以下の会計基準等を公表した。

- ・ 企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

したがって、当初の目的は達成したが、平成 18 年 2 月に公表された会社計算規則等を踏まえ、企業結合（特に、共通支配下の取引等における会計処理）に関する実務上の取扱いにつき質問も多く寄せられてきている。このため、「企業結合専門委員会」において引き続き、この点を中心にした検討を行う。

また、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いを検討する中で、監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」2(6) に示される VC 条項（ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社等の株式を所有している場合には、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、当該投資事業組合の子会社に該当しないものとして取り扱うことができる）とされている。）の取扱いにつき、議論され、今後、必要に応じて対応するものとされた。また、監査委員会報告第 60 号は、会計上の取扱いも多く含み、これまで「企業結合専門委員会」でも議論となった議決権制限株式の取扱いなどもあることから、これらの優先して検討すべき以下の項目を中心に、当該「企業結合専門委員会」で検討する。

< 今後の「企業結合専門委員会」での検討が予定される項目 >

- (1) 共通支配下の取引における追加検討（会社計算規則との調整等）
- (2) 監査委員会報告 60 号の検討・整理
 - ・ 2(1)（行使しうる議決権の数）における議決権制限株式の取扱い
 - ・ 2(6)（投資育成目的）の見直し
 - ・ 2(6)（債権回収目的）の見直し
 - ・ 3(4) の見直し
 - ・ 8（在外子会社）の修正

以 上